

◎新潟県告示第1440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
胎内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 胎内都市計画下水道事業
 - (2) 名称 胎内市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成15年8月5日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成15年新潟県告示第1569号の事業地のうち胎内市塩津字堀下地内において事業地を変更する
 - (2) 使用の部分
変更なし